

令和4年度福岡県教育委員会事務局等及び県立学校の 労務職員の早期退職募集実施要項

令和4年9月16日

1 募集の目的

本県の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号）第7条の6第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行う。

2 募集の対象

令和5年3月31日現在において次のいずれかに該当する職員

- (1) 勤続期間が20年以上である者
- (2) 年齢が定年前15年以内である者

(注1参照)

※ 令和5年度から、(1)の要件がなくなり、(2)の要件が、
「年齢が定年前10年以内である者」となるため、留意すること。

3 募集人数

若干名

4 募集期間

令和4年 9月29日（木）午前8時30分から
令和4年10月20日（木）午後5時15分まで

5 退職すべき期間

令和5年2月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※退職希望日を、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」の「2 応募をする早期退職の募集について」の備考欄に記載すること。

なお、基本的には令和5年3月31日を退職日とするが、令和5年2月1日以降令和5年3月30日以前に退職せざるを得ない事情がある場合は令和5年3月31日以外の期日を記載すること。

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合においては、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

①応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出するものとする。

所属長は、当該申請書について、教育総務部総務企画課長に提出する。

②認定又は不認定の通知書の交付

福岡県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年11月中旬に通知する予定

※不認定になる場合は（注2）のとおり

③応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職募集応募取下げ申請書（様式第2号の3）」を①の応募申請書と同様の方法で提出する。

（注1） 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

① 臨時的任用職員、会計年度任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

② 令和5年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

（注2） 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和4年度早期退職募集実施要項

令和4年10月21日

1 募集の目的

本県の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号）第7条の6第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行う。

2 募集の対象

令和5年3月31日現在において次のいずれかに該当する職員（労務職員を除く。）

- (1) 勤続期間が20年以上である者
- (2) 年齢が定年前15年以内である者

(注1参照)

※令和5年度から(1)の要件がなくなり、(2)の要件が、
「年齢が定年前10年以内である者」となるため、留意すること。

3 募集人数

100人程度

4 募集期間

令和4年12月9日（金）午前8時30分から
令和4年12月23日（金）午後5時15分まで

5 退職すべき期間

令和5年2月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※ 退職希望日を、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」の「2 応募をする早期退職の募集について」の備考欄に記載すること。

なお、基本的には令和5年3月31日を退職日とするが、令和5年2月1日以降令和5年3月30日以前に退職せざるを得ない事情がある場合は、令和5年3月31日以外の期日を記載すること。

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知すること。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合においては、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得ること。

6 応募の手続等

① 応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出するものとする。

所属長は、当該申請書について、以下のとおり提出する。

県立学校の教育職員においては教育総務部教職員課長、行政職員等においては教育総務部総務企画課長に提出する。

② 認定又は不認定の通知書の交付

福岡県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和5年1月下旬に通知する予定であること。

※ 不認定となる場合は（注2）のとおりであること。

③ 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職募集応募取下げ申請書（様式第2号の3）」を①の応募申請書と同様の方法で提出する。

（注1） 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

① 労務職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

② 令和5年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

（注2） 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和4年度早期退職募集実施要項

令和4年10月11日

1 募集の目的

本県の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号）第7条の6第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行う。

2 募集の対象

令和5年3月31日現在において次のいずれかに該当する職員

- (1) 勤続期間が20年以上である者
- (2) 年齢が定年前15年以内である者

(注1 参照)

※ 令和5年度から、(1)の要件がなくなり、(2)の要件が、「年齢が定年前10年以内である者」となるため、留意すること。

3 募集人数

200人程度

4 募集期間

令和4年11月9日（水）午前8時30分から
令和4年11月25日（金）午後5時15分まで

5 退職すべき期間

令和5年2月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※ 退職希望日を、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」の「2 応募をする早期退職の募集について」の備考欄に記載すること。

なお、基本的には令和5年3月31日を退職日とするが、令和5年2月1日以降令和5年3月30日以前に退職せざるを得ない事情がある場合は、令和5年3月31日以外の期日を記載すること。

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知すること。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合においては、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得ること。

6 応募の手続等

① 応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出するものとする。

所属長は、所管の市町村教育委員会に提出し、市町村教育委員会は所管の教育事務所長に提出する。

② 認定又は不認定の通知書の交付

福岡県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和5年1月下旬に通知する予定であること。

※ 不認定となる場合は（注2）のとおりであること。

③ 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職募集応募取下げ申請書（様式第2号の3）」を①の応募申請書と同様の方法で提出する。

（注1） 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

① 臨時的任用職員、会計年度任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

② 令和5年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

（注2） 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和4年度福岡県教育委員会事務局等職員の早期退職募集実施要項

令和4年10月21日

1 募集の目的

本県の年齢別構成の適正化を図るため、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号）第7条の6第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行う。

2 募集の対象

令和5年3月31日現在において次のいずれかに該当する職員

（※ 学校以外の教育機関の職員を含み、労務職員を除く。）

- (1) 勤続期間が20年以上である者
- (2) 年齢が定年前15年以内である者

(注1 参照)

※ 令和5年度から、(1)の要件がなくなり、(2)の要件が、「年齢が定年前10年以内である者」となるため、留意すること。

3 募集人数

若干名

4 募集期間

令和4年12月9日（金）午前8時30分から

令和4年12月23日（金）午後5時15分まで

5 退職すべき期間

令和5年2月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※退職希望日を、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」の「2応募をする早期退職の募集について」の備考欄に記載すること。

なお、基本的には令和5年3月31日を退職日とするが、令和5年2月1日以降令和5年3月30日以前に退職せざるを得ない事情がある場合は令和5年3月31日以外の期日を記載すること。

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知すること。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合においては、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得ること。

6 応募の手続等

①応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職募集応募申請書（様式第2号の2）」に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出するものとする。

所属長は、当該申請書について、速やかに教育庁教育総務部総務企画課長に提出する。

②認定又は不認定の通知書の交付

福岡県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和5年1月下旬に通知する予定

※不認定になる場合は（注2）のとおり

③応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職募集応募取下げ申請書（様式第2号の3）」を①の応募申請書と同様の方法で提出する。

（注1） 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

① 臨時的任用職員、会計年度任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

② 令和5年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

（注2） 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合